

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第九十六号）</p> <p>電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一及び二 （省略）</p> <p>三 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日までの期間</p> <p>2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするものうち、平成二十年六月十四日から同年八月三十一日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。</p> <p>3 （省略）</p> <p>（税率）</p>	<p>電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第九十六号）</p> <p>電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。</p> <p>一及び二 同上</p> <p>三 この政令の施行の日から平成二十年十月十三日までの期間</p> <p>2 同上</p> <p>（税率）</p>

第二条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税の税率は、オーストラリアを原産地とするものにあつては二十九・三パーセント、スペインを原産地とするものにあつては十四・〇パーセント、中華人民共和国を原産地とするものにあつては四十六・五パーセント（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）により生産されたもの（次条第二項において「特定電解二酸化マンガン」という。）にあつては、三十四・三パーセント）、南アフリカ共和国を原産地とするものにあつては十四・五パーセントとする。

（提出書類）

第三条 （省 略）

2 （省 略）

3 関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と、「原産地証明書」とあるのは「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項の書類」と、それぞれ

第二条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、オーストラリアを原産地とするものにあつては二十九・三パーセント、スペインを原産地とするものにあつては十四・〇パーセント、中華人民共和国を原産地とするものにあつては四十六・五パーセント（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）により生産されたもの（次条第二項において「特定電解二酸化マンガン」という。）にあつては、三十四・三パーセント）、南アフリカ共和国を原産地とするものにあつては十四・五パーセントとする。

（提出書類）

第三条 同上

2 同上

3 関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と、「原産地証明書」とあるのは「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第三条第一項又は第二項の書類」と、

読み替えるものとする。

(関税法の適用)

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

(還付の計算期間等)

第五条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年九月一日から翌年八月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

それぞれ読み替えるものとする。

(関税法の適用)

第四条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。